

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 相続における配偶者軽減特例

**Q** : 相続における配偶者軽減特例が規制されるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 子供が財産を偽装隠蔽した場合には、配偶者軽減特例が適用できないこととなります。

### 【解説】

相続税の配偶者軽減特例とは、被相続人の配偶者に対する税制上の恩典で、相続財産を取得したすべての者の課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を乗じた金額に対応する相続税額と1億6,000万円とのいずれか多い金額を税額から控除するという制度です。

ところで、この制度は配偶者が相続財産を相続した場合に税額を軽減するという制度ですから、税務調査があつて、偽装隠蔽財産が指摘されてもその財産を配偶者が取得すれば、税額を抑えることができってしまうという制度になっていましたので、平成6年の税制改正では、配偶者が偽装隠蔽した財産を取得した場合には、配偶者軽減特例が適用されないこととなっていました。

しかし、子供が偽装隠蔽財産を取得した場合には、まだこの規定の適用を受けることができることになっていましたので、今回の改正では、子供が偽装隠蔽財産を取得した場合でも、配偶者が偽装隠蔽をしていたときはこの規定の適用が受けられないこととされました。

